

鹿屋市消防団規則の一部を改正する規則

鹿屋市消防団規則（平成18年鹿屋市規則第195号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「47分団」を「46分団」に改める。

第9条中「防ぎょ活動」を「防御活動」に改める。

第11条第1項中「命」を「命令」に改め、同条第2項中「防ぎょ活動」を「防御活動」に改める。

第12条の見出し中「召集命令」を「招集命令」に改め、同条中「警戒防ぎょ」を「警戒防御」に、「召集」を「招集」に改める。

第13条第2号中「召集」を「招集」に改める。

第15条中「防ぎょ活動」を「防御活動」に改める。

第22条中「警戒防ぎょ」を「警戒防御」に改める。

別表西部の項方面隊長の欄中「本務」を「本部」に改め、同表輝北の項を次のように改める。

輝北			1 (本部と兼務)	百引	1	1	1	5	21	29	一番郷、二番郷、西原、愛宕、本町、和泉ヶ野、諏訪、檜久保、白別府、歌丸、名主段、宇都、風呂段、堂平、上平房、岳野
				平南	1	1	1	4	15	22	坂宮、中平房、下平房、竹下、三原、影吉
				市成	1	1	1	4	17	24	上方、下方、辰喰、上場団地、久木野々、上沢津、下沢津、宮園、仏山、朝倉、八重山

				高尾	1	1	1	4	15	22	徳留、仮屋、福岡、浮牟田、柏木、日新、谷田
--	--	--	--	----	---	---	---	---	----	----	-----------------------

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。